

行政法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

行政処分に対する法的救済手段の理解を問う問題である。

設問 1 は、地方公務員への懲戒処分がなされた場合、審査請求を行うことが必要であり、それに対する裁決がなされたことを前提に、懲戒処分（本件処分）の取消訴訟を提起できるかどうかを主として出訴期間（14 条 1 ～3 項）の点から検討することが求められる。また、本件処分の取消訴訟以外の救済手段としては、無効確認訴訟、懲戒処分の職権取消しの義務付け訴訟、裁決の取消訴訟、公務員の地位があることの確認訴訟（実質的当事者訴訟）などの救済手段が考えられるが、本問の場合には、これらの救済手段は適切か否かかも論じて欲しい。

設問 2 では、仮の救済制度としての執行停止の申立て（行訴訟 25 条 2 項）について、執行不停止の原則（同条 1 項）を踏まえて論じることを求めるものである。

以上